

旅館業法施行条例の改正事項

1 【衛生措置基準の改正：収容定員関係】

① 定員の設定〔第4条の表第1の項（客室に関する措置）第9号〕

〔簡易宿所〕

現行 1.8㎡につき1人の計算

改正 (宿泊者数を10人未満として許可)

3.3㎡につき1人の計算

(宿泊者数を10人以上として許可)

寝台なし：2.5㎡につき1人の計算

寝台あり：3.0㎡につき1人の計算

階層式寝台あり：4.5㎡につき2人の計算

※ 改正政令基準及び階層式寝台に係る国の要領規定と整合性を図る。

〔下宿営業〕

現行 1.8㎡につき1人の計算

改正 洋室4.5㎡・和室3.3㎡につき1人の計算

※ 国の要領規定に準ずる。

② 特別な場合の定員〔第4条の表第1の項（客室に関する措置）第9号〕

現行 規定なし

追加 ホテル・旅館 洋室 3.0㎡につき1人の計算

和室 2.5㎡につき1人の計算

簡易宿所・下宿 1.8㎡につき1人の計算

※ ホテル・旅館は国の要領規定に準じ、簡易宿所・下宿は現行規定との均衡を図る。

2 【簡易宿所の構造設備基準の改正】

③ 便所の設置〔第5条の2第3項第2号〕

現行 便所は、宿泊者専用のもを設けること。

改正 削除

※ 国の基準には規定がなく、また、小規模施設の特性に考慮。

3 【その他の基準の改正】《国の要領基準と乖離している古いもの等》

〔営業施設の衛生措置基準の改正〕

④ 便所の清掃回数〔第4条の表第2の項第4号〕

現行 1日2回以上の清掃

改正 1日1回以上の清掃

※ 共同便所を想定した古い基準であり、客室便所が主流となった現代においては、通常、客室の清掃はチェックアウト後の清掃しかできないため。

【経過措置】

上記①～④の改正事項のうち、条例施行の際、現に旅館業の許可を受けている施設(申請中の施設等を含む。)に係る経過措置は次のとおり。

【平成29年3月31日まで猶予】

○ 簡易宿所・下宿営業の定員の設定 ①

※ 定員の修正については、改正周知期間並びに訂正等の対応措置の猶予期間が必要なため。